

令和4年

議会運営委員会記録

令和4年12月8日

和光市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和4年12月8日(木曜日)
午後 4時45分 開会 午後 5時 7分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	待 鳥 美 光 議員	副 委 員 長	富 澤 啓 二 議員
委 員	鳥 飼 雅 司 議員	委 員	内 山 恵 子 議員
委 員	金 井 伸 夫 議員	議 長	齊 藤 克 己 議員
副 議 長	安 保 友 博 議員	委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員
委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員	委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議 事 課 長	遠 藤 秀 和
議事課長補佐	中 村 智 子	議事課副主幹	本 間 修

◇本日の会議に付した案件

議員提出議案の確認について

議会報告会について

7月8日の委員会記録について

午後 4時45分 開会

○待鳥美光委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして、副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で、委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

本日の案件は、議員提出議案の確認について、議会報告会について、7月8日の委員会記録についてです。

本日の資料を確認します。本日の資料はお手元に配布してありますとおりです。

初めに、議員提出議案の確認についてです。

和光市議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについて、11月18日に条例案をメールで送付し、内容確認を依頼しておりました。

本議案について、事務局から説明をお願いいたします。

遠藤議事課長。

○遠藤議事課長 それでは、和光市議会個人情報の保護に関する条例案に関しまして、こちらについては会派代表者会議やメールにて事前に周知、説明をしておりますので、12月定例会に上程予定の条例案については、お配りしている資料に沿って概要について説明させていただきます。

まず、1番の条例制定の経緯につきましては、このたび、個人情報保護の法律が改正され、改正後の個人情報保護に関する法律による全国共通ルールが適用されることになりました。

現行条例では、議会も条例の実施機関とされており、新保護法の施行後も、引き続き自律的な措置を講ずる必要があると考え、新たに和光市議会における個人情報の保護に関する条例を制定したいと考えております。

次に2番、条例制定に当たっての基本的な考え方につきましては、条文等は全国市議会議長会から提示された案を基に、新保護法及び市の条例との整合性を勘案し、同法の各条文に対応したものとしています。また、議会が保有する個人情報は、本会議等の傍聴の受付簿や、退職議員を含む議員の経歴など、議会事務局が取得し、保有する個人情報を想定しています。これらのことから、これらの情報を条例の規制対象に含めた場合、議員に対し過度に広い規制となるおそれがあるため、本条例が対象とする保有個人情報については含めないこととし、また、同様の考え方から、責務・罰則の適用範囲は、議会事務局の職員とし、議員を含めないこととしています。

3番、条例の骨子につきましては、和光市議会個人情報の保護に関する条例は、第1章から第6章の計57条の条文で構成されています。

第1章、総則、第1条から第3条では目的、定義、責務に関し規定しています。

第2章、個人情報等の取扱い、第4条から第16条では個人情報の保有・取得の制限等、管理、利用・提供の制限や、仮名・匿名加工情報の取扱いに関し規定しています。

第3章、個人情報ファイル、第17条では議会が保有する個人情報ファイルの作成等に関して規定しています。

第4章、開示、訂正及び利用停止、第18条から第46条では、議会が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、その内容が事実でないと思われる場合の訂正及び利用目的を超えた個人情報の保有や不適正利用など、義務違反があると思われる場合の利用停止、消去又は提供の停止、開示、訂正及び利用停止に係る決定や、これらの請求に係る不作為について審査請求があった場合や、審査会に諮問することに関し規定しています。

第5章、雑則、第47条から第52条は適用除外、開示請求等をしようとする者に対する情報提供等に関し規定しています。

第6章、罰則、第53条から第57条は、職員等が正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき、業務に関し知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときなどにおける罰則に関し規定しています。

なお、罰則を設けるにあたり、検察との協議は既に完了しています。

最後、4番、施行期日につきましては、新保護法の施行日と同じ、令和5年4月1日を予定しております。

近隣3市の進捗状況は、志木市、新座市は12月定例会、朝霞市は3月定例会で議員提案により上程する予定と伺っております。

また、条例の実施に必要な事項、施行規定については、令和5年3月までに議長が定めることを予定しております。

最後に、本件は議員提案により上程することとなりますことから、本会議における円滑な進捗を図るために、会派の皆様へ情報提供をくれぐれもよろしくお願いいたします。

○待鳥美光委員長 ただいま説明がありましたが、各会派から御意見がありましたらお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

御意見がありませんので、この議案については、この内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、和光市議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについては、議案第85号として、副議長提案で提出することに決定しました。

この議案第85号は12月13日、火曜日、第20日、閉会日の議事日程に追加して、議案第84号、陳情の採決の次に議題とし、提案説明後、委員会付託を省略して、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。

副議長提案ですので、質疑、討論は省略したいと思いますよろしくお願いしますか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決定しました。

また、副議長の提案説明は、条例の全文朗読は省略し、条例制定の理由をまとめたものしたいと思いますよろしくお願いしますか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決定しました。

以上で、議員提出議案の確認を終了します。

次に進みます。

議会報告会についてです。

11月5日に開催した報告会について、各会派からいただきました御意見をまとめ、お手元に配付いたしましたので、今後の参考にさせていただければと思います。

なお、ユーチューブ公開及び市議会ホームページへの掲載については、現在、準備を進めております。

ホームページの掲載案は、お手元に配布してございます。過去に対面で行った議会報告会と同様の掲載内容としておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、ホームページ掲載については、案のとおりとします。

ホームページ及びユーチューブの公開時期については、12月中をめどにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決定しました。

内山委員。

○内山恵子委員 それでは、ユーチューブ動画について、本日、大まかな概要について、A4横の資料がついていると思うのですが、これに沿って説明をいたします。

現在、ユーチューブで公開をする議会報告会の動画の作成準備をしている段階です。大まかな構成として、一番上のところから、左から右の方にスライドしていきます。まず、議会報告会の表紙、これは去年の決算審査の時に使ったものと同じ背景を使っております。最初に議会運営委員会の待鳥委員長挨拶、その次に議員の紹介、当日の流れに沿って撮影させていただきました顔写真とともに紹介を作っております。その次に、真ん中の段に移りまして、左から、当日の流れに沿って議員を紹介したあと、9月定例会の報告は、決算審査当日に使用したパワーポイントのスライドを使いまして進行いたします。最後、参加者との意見交換会のところは、実際、意見交換会の様子を、参加者の顔が映らないように撮影した写真を出しまして、そこにあとは出された意見の概要について、テロップで流すような形でいきたいと思っております。最後に安保副議長の挨拶で終わりにします。

昨年は、12月定例会の予定を流したのですが、12月定例会は終わってしまっていますので、そこは省略して、これで最後終わりますという流れで行きたいと思いますが、御意見があればお願いいたします。

○富澤啓二副委員長 議事を委員長と交代します。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 1点確認ですが、議長の挨拶は。

○富澤啓二副委員長 内山委員。

○内山恵子委員 議長は決算審査の全般の報告のところでお話ししたので、スライドをはしよったんですけど、当然議長単独の写真も入れますので、忘れたわけではないので大丈夫です。

○富澤啓二副委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 9月定例会の報告というところから出てくるということですか。

○富澤啓二副委員長 内山委員。

○内山恵子委員 はい。その次に議長が全般の説明をして、そして総務環境常任委員会と、それから文教厚生常任委員会という流れなんですけど、そこを1面に収めるために、全部はしよったのでわかりづらい資料になって申し訳ありません。

○待鳥美光委員長 議事を副委員長と交代します。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 今の部分、議長のところだったり総務や文教のところは、9月定例会の報告のところで入ってくるということですか。

○待鳥美光委員長 内山委員。

○内山恵子委員 はい。そうです。

○待鳥美光委員長 よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、以上で、議会報告会についての協議を終了します。

次に進みます。

7月8日の委員会記録についてです。市の顧問弁護士に照会していた案件について、回答がありましたので、事務局から説明をお願いします。

中村議事課長補佐。

○中村議事課長補佐 この記録については、発言の一部を非公開にしてホームページに掲載しましたが、9月21日の議会運営委員会で協議し、発言者に確認を取って調整することとなりました。その後、公開、非公開部分について市の顧問弁護士に照会したところ、次のように回答を得ました。

企画部長の発言については、プライバシーを侵害する発言や名誉を棄損する発言とは認められず、非公開とする理由はない。松永委員外議員の発言についても、御本人の合意を得られないのであれば非公開にする必要はないとのことです。また、伊藤総務部長及び鳥飼委員の発言

については、委員会における議題と直接関係のないものであり、部長が記録から削除を求めていることも踏まえ、発言内容から非公開とするべきとのことでした。

いずれも、松永委員外議員、鳥飼委員との御意向とも一致しましたので、本件については、記録の表紙及びホームページ上に、「プライバシーに関係する部分を非公開としています。御了承ください。」と記載した上で、一部を非公開とさせていただきたいと思えます。

ホームページへの掲載については、この場での報告が済み次第、速やかに行いたいと考えております。

○待鳥美光委員長 事務局から説明がございましたが、よろしいでしょうか。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 今の削除の件で、黒くなっている部分について自分が受けた説明では、関係をしているとかしていないとかという話ではなくて、自分の部分だけを出してしまうと、その文章が成立しなくなってしまうということを説明されたから、それだったら…でもいいですよっていう話であって、全然関連してないからとかという話でもないし、市の弁護士に相談に行ったわけですよ。それが例えば、市の弁護士だったら、ここは削除したほうがいいっていうのはもちろん当たり前であって、本来であれば、公表できるのであれば公表してほしいけれど、文章のつじつまが合わないということで自分は説明を受けて…でいいですよって了承しているんで、だからその辺の認識が全然違うんですけど。本来であれば全部公開してほしい。

○待鳥美光委員長 休憩します。（午後 5時 3分 休憩）

再開します。（午後 5時 7分 再開）

ただいまの説明について、委員から意見が出ましたが、その協議についてはまた後日ということで、本日はとりあえずペンディングということでよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

以上で、7月8日の委員会記録についての本日の協議については終了します。

本日の案件は、全て終了しました。

次回の議会運営委員会の日程を確認します。

議会運営委員会は、来年1月17日、火曜日、午前9時30分から、特定事件7、議会だよりの編集、作成について、ほかです。

なお、事前打ち合わせは、12月13日、火曜日、本会議終了後に行いますのでよろしくお願いいたします。

本日の記録及び公開資料等については、委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午後 5時 7分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 待 鳥 美 光